

環境経営推進規程

平成16年 1月 9日 規程第16-1号
改正:平成17年 5月 9日 規程第17-54号
改正:平成17年 9月30日 規程第17-125号
改正:平成18年 4月11日 規程第18-25号
改正:平成18年 6月22日 規程第18-44号
改正:平成19年 4月 9日 規程第19-49号
改正:平成19年 8月13日 規程第19-64号
改正:平成20年 3月31日 規程第20-29号
改正:平成21年 4月 1日 規程第21-14号
改正:平成23年10月18日 規程第23-49号
改正:平成25年 4月 9日 規程第25-31号
改正:平成28年 3月22日 規程第28-33号
改正:平成29年 3月29日 規程第29-20号
改正:平成30年 4月18日 規程第30-28号
改正:令和4年6月9日 規程令和第4-42号

目次

第1章 総則(第1条から第4条)

第2章 環境経営推進の組織と機能(第5条から第12条)

第3章 環境経営の推進(第13条から第17条)

第4章 雑則(第18条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)の環境経営の推進に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義はそれぞれ以下の各号に定めるところによる。

- (1)「環境」とは、大気、水質、土地、天然資源、植物、動物、人及びそれらの相互関係を含む、組織の活動をとりまくもの(組織内から地球規模のシステムにまで及ぶもの)をいう。
- (2)「環境経営」とは、地球環境に配慮し持続的発展が可能な社会の構築に寄与することを理念とした経営を行うことをいう。
- (3)「環境配慮活動」とは、地球環境への負荷低減及び貢献のための活動をいう。

(4)「環境影響」とは、有害か有益かを問わず、全体的に又は部分的に組織の活動、製品又はサービスから生じる環境に対するあらゆる変化をいう。

(5)「部門等」とは、組織規程(規程第15-3号)第5条から第10条に定める組織(第7条第2項に定める組織を除く。)をいう。

(6)「事業所」とは、組織規程(規程第15-3号)第198条第1項に定める事業所をいう。また、同規程に定める分室も各事業所に含むものとする。

(環境への配慮)

第3条 機構の役員及び職員(以下「役職員」という。)は、業務を行うにあたり、地球環境保全と持続的発展が可能な社会の維持に寄与することを目的として、環境に配慮しなければならない。

(継続的改善)

第4条 役職員は、業務に伴う環境配慮活動について、継続的に改善を行うものとする。

第2章 環境経営の組織と機能

(環境経営推進会議)

第5条 機構に、環境経営に係る基本的事項について決定を行う環境経営推進会議(以下、「推進会議」という。)を置く。

(推進会議の任務)

第6条 推進会議は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 環境経営に係る基本の方針(以下「環境基本方針」という。)、環境経営の目標及び計画の決定
- (2) 環境経営の推進状況の評価
- (3) その他、環境経営に必要な事項

(推進会議の議長、副議長及び委員)

第7条 推進会議の議長(以下「議長」という。)は、副理事長とし、議長は会議を主宰する。

2 推進会議の副議長は、経営企画を担当する理事又は議長が指名する者とし、副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。

3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 調達を担当する理事、安全・信頼性推進を担当する理事、信頼性統括
- (2) 別表で定める事業所環境委員会の長の所属する部門等を担当する理事
- (3) 前各号に掲げる者の他議長が指名する者

4 前各項に規定する構成員のほか、議長は必要がある場合、関係役職員に会議への出席を要請することができる。

(開催)

第8条 推進会議は、議長が必要に応じ招集する。

(会議の結果の取扱い)

第9条 議長は、推進会議の結果を理事会議に報告する。

(事務局)

第10条 推進会議の事務局は、安全・信頼性推進部が行う。

(事業所環境委員会)

第11条 環境配慮活動を計画的かつ効率的に行うため、別表に示す事業所に、環境に関する委員会(以下「事業所環境委員会」という。)を置く。

2 事業所環境委員会の長は、別表に示す者をもって充て、それぞれ事業所環境委員会を代表し、会務を統括する。

3 事業所環境委員会の構成員は、第12条第4項に定める環境推進者及び必要に応じて事業所環境委員会の長が指名する者とする。

4 事業所環境委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 事業所の環境経営に係る方針、計画の決定

(2) 事業所の環境配慮活動実施状況の評価

(3) その他、事業所の環境配慮活動に必要な事項

5 事業所環境委員会の運営については、事業所環境委員会の長が別に定める。

(環境配慮活動責任者等)

第12条 事業所に事業所環境配慮活動責任者を、部門等に部門等環境配慮活動責任者を置く。

2 事業所環境配慮活動責任者は、第11条第2項に定める者をもって充て、事業所における環境配慮活動に関する業務を統括する。

3 部門等環境配慮活動責任者は、組織規程(規程第15-3号)第5条から第10条に定める組織(第7条第1項に定める組織においては、第7条第2項に定める組織)の長をもって充て、部門等における環境配慮活動に関する業務を統括する。

4 部門等環境配慮活動責任者は、事業所に所在する部門等毎の環境配慮活動に関する業務を推進するため、事業所に所在する部門等毎に環境推進者を置く。

第3章 環境経営の推進

(安全・信頼性推進部の役割)

第13条 安全・信頼性推進部は、機構における環境経営を推進するため以下の業務を行う。

(1) 環境基本方針、環境経営の目標及び計画を立案し、推進会議に付議する

(2) 環境経営に係る基準・要領等の制定、立法及び行政の動向把握、技術情報の収集及び情報の発信

(3) 事業所及び部門等の環境配慮活動実施状況及び見直しの確認

(4) 環境配慮活動の継続的改善案の検討

(事業所環境配慮活動責任者の役割)

第14条 事業所環境配慮活動責任者は、環境基本方針に沿って、事業所の環境経営に係る方針を定めるものとする。

2 事業所環境配慮活動責任者は、第6条に基づき決定された環境経営の目標及び計画の内、事業所に関連する目標及び計画に従って、毎年度、事業所の環境経営の具体的な計画を定め、実施する。

3 事業所環境配慮活動責任者は、環境に関する事業所単位の法定届出及びこれに関する所管の都道府県等との調整を行う。

(部門等の役割)

第15条 部門等は、研究、プロジェクト、施設設備等に係る企画立案、設計、開発、運用等、全ての業

務に伴う環境配慮活動をそれぞれの組織及び職制に従って行うものとし、継続的に改善を行う。

2 前項を行うにあたって、部門等は、第6条で決定された環境経営の目標及び計画の内、部門等に関連する目標及び計画並びに前条で定められた事業所の環境経営に係る方針及び環境経営の具体的計画に従う。

3 部門等は、事業所以外の場所を借り上げて業務を行う場合も、前各項に従う。

(教育・訓練)

第16条 安全・信頼性推進部及び事業所環境配慮活動責任者は、環境配慮活動を推進するために、職員その他業務を行う者に対して教育・訓練を行う。

(契約時の条件)

第17条 部門等は、物件等の設計、製造、試験及び購入並びに役務サービス等の契約の発議に当たっては、仕様書その他適用文書により、環境配慮に関する要求事項の明確化に努めなければならない。

2 部門等は、契約等に基づき契約の相手方に環境配慮活動に係わる業務を行わせる場合は、機構との役割分担を明確にする。

3 部門等は、著しい環境影響が予想される物件等の設計、製造、試験、購入等の契約を発議するに当たっては、事前に、できる限り、環境影響の評価に努めなければならない。

4 部門等は、市販品等を購入する際は、できる限り環境への負荷の少ないものを選定しなければならない。

第4章 雑則

(実施細則)

第18条 この規程の実施に関し、必要な事項は安全・信頼性推進部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月9日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

附 則(平成 17年 5月 9日 規程第17-54号)

この規程は、平成17年5月9日から施行し、平成17年5月1日から適用する。

附 則(平成 17年 9月 30日 規程第17-125号)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成 18年 4月11日 規程第18-25号)

この規程は、平成18年 5月1日から施行する。

附 則(平成 18年 6月22日 規程第18-44号)

この規程は、平成18年 6月22日から施行する。

附 則(平成 19年 4月 9日 規程第19-49号)

この規程は、平成19年4月9日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成 19年 8月13日 規程第19-64号)

この規程は、平成19年8月13日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則(平成 20年3月31日 規程第20-29号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成 21年4月1日 規程第21-14号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成 23年10月18日 規程第23-49号)

この規程は、平成23年10月18日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則(平成 25年4月 9日 規程第25-31号)

この規程は、平成25年4月9日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成 28年3月22日 規程第28-33号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則(平成29年3月29日 規程第29-20号)

この規程は、平成29年3月29日から施行する。

環境経営推進会議規程(平成17年3月18日 規程第17-12号)は廃止する。

附則(平成30年4月18日 規程第30-28号)

この規程は、平成30年4月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則(令和4年6月9日 規程令和4-42号)

この規程は、令和4年6月9日から施行する。

別表

事業所	事業所環境委員会の長
東京事務所	総務部長
筑波宇宙センター	筑波宇宙センター所長
調布航空宇宙センター	航空技術部門長
相模原キャンパス	宇宙科学研究所長
種子島宇宙センター(増田宇宙通信所を含む)	種子島宇宙センター所長
内之浦宇宙空間観測所	内之浦宇宙空間観測所長
角田宇宙センター	角田宇宙センター所長
能代実験場	能代ロケット実験場長
勝浦宇宙通信所	勝浦宇宙通信所長
沖縄宇宙通信所	沖縄宇宙通信所長
臼田宇宙空間観測所	臼田宇宙空間観測所長
地球観測センター	地球観測センター所長